

令和 8 年度研修実施計画の策定に 向けた方向性について（案）

先般の政治資金規正法の改正（※）に伴い改定された政治資金監査に関する具体的な指針（以下「改定後マニュアル」という。）に基づき行われる政治資金監査には、新たな監査事項が追加されることとなる。

登録政治資金監査人は改定後マニュアルの知識を十分に修得した上で政治資金監査を行う必要があることから、令和 8 年度研修実施計画の策定について、以下の検討を行う。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）による改正。

① 実施する研修の種類及び内容について

- ・登録時研修について
→ 内容については、改定後マニュアルを踏まえたものとする。
- ・新制度研修について
→ 新規に実施要領等を整備し、令和 7 年度以前に実施された登録時研修を修了した登録政治資金監査人が、改定後マニュアルの知識を修得するための研修として実施することとする。
内容については、改定後マニュアルを踏まえたものとする。
- ・フォローアップ研修（再受講研修・実務向上研修）について
→ 新制度研修を重点的に実施し、その受講を促すために、令和 8 年度は、実施しないこととする。

② 研修の実施方法及び規模について

- ・集合研修（要望研修を含む。）について
→ 令和 7 年度よりも年間の開催回数を大幅に増やすとともに、より多くの都市で開催することとする。

【参考】令和 7 年度の集合研修の開催予定

8 都市（札幌市、仙台市、東京都、金沢市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市）で 11 回開催予定。

- ・個別研修について
→ 従前どおり、随時、実施することとする。
- ・リモート研修について
→ 開催期間を令和7年度より延ばすこととする。

【参考】令和7年度のリモート研修の開催予定

令和7年9月から令和8年1月頃にかけて開催予定。

③ 改定後マニュアルに係る研修受講の状況の公表について

- ・登録政治資金監査人の登録一覧について
→ 登録政治資金監査人が改定後マニュアルに係る研修を受講したかどうかについて、当委員会ホームページに掲載されている登録政治資金監査人の登録一覧上に、「新制度研修受講の状況」欄を追加し、公表することとする（資料3－2を参照）。

④ 各士業団体との連携について

- ・各士業団体との連携について
→ 改定後マニュアルの周知を図るため、各士業団体との連携の可能性を検討する。